

7 . 流通・消費関係

7 (1) 消費者は生産に係る情報を求めているものの、なかなか伝わってこない状況にある。このことについて、今後の方針をどのように考えているのか。

1 今回策定した「酪肉近代化基本方針」においては、とくに「生産者と消費者とのパートナーシップの構築」を謳っており、情報の提供や表示の徹底・適正化等を推進することとしています。なかでも自給飼料を多給した畜産物の消費定着・拡大を図るため、これらの畜産物が適切に評価される生産・流通システムの構築を推進することとしています。

2 こうしたことを踏まえ、畜産局としても「21世紀に向けた畜産振興推進本部」において、消費者の方々を「地方意見交換会」に招いてご意見を伺ったところであり、今後、生産と消費とを結びつけるためにこういった具体的取組が可能か、検討していきたいと考えています。

また、今後とも畜産物の表示の適正化を推進するとともに、畜産に係る各般の取組について、今ご覧のホームページをはじめとし、インターネット等を活用した幅広い情報提供を行っていききたいと考えています。

さらに、生産者団体に対しても、消費者との新たな関係を構築するための自主的な取組について検討するよう要請していく所存であります。

7 (2) 乳業におけるH A C C Pの目標について7割以上とありますが、これに対する考え方はどうなっているのか（H A C C Pに対応しなくても操業できるか）。

（答）

1 今回の目標を設定するに当たっては、飲用乳工場の階層別のH A C C P手法の導入状況を勘案して設定した実現可能な普及目標であり、これにより、牛乳の9割以上が高度衛生管理下で製造されることを見込んだものです。

2 H A C C P手法は、義務化される性格のものではなく、実際には、中小規模階層においては、技術的又はコスト的にこの手法によらない衛生管理を行うことが見込まれることから、乳業に対する義務化及び流通上の規制の設定を意味するものではなく、その旨関係者に対し周知徹底させる等配慮して参ります。

7(3) 加工原料乳価格の市場原理の導入により、乳価が下がるのではない
か。

(答)

1 新たな制度の下においては、乳製品・加工原料乳の価格が市場実勢を反映した形で形成される制度に移行することとしていますが、乳製品価格については、適切な国境措置や調整保管の適切な実施等により、価格は安定的に推移するものと考えています。

1 加工原料乳価格についても、乳製品価格が安定的に推移するものと考えられること、広域指定生乳生産者団体の下でより効果的な生乳の計画生産や広域需給調整が行われること等から安定的に推移するものと考えています。

7(4) バターの在庫過剰をどう受け止めているのか。

(答)

1 近年のバターの在庫過剰は、飲用需要の低迷による乳製品仕向け生乳量の増加に伴いバター生産が増加する一方で、不景気、天候不順、消費者の低脂肪志向等により消費が低迷していることが原因と考えています。

2 現在、バターの消費拡大対策、生クリーム事業の推進による乳脂肪の消費拡大及びバター生産の抑制を図る等、在庫縮減に向けて関係者が一丸となって取り組んでいるところであり、行政としてもこれを支援していきたいと考えております。

7(5) 酪肉近における家畜市場の取引頭数の設定は、家畜市場数の削減を目的としたものなのか。

(答)

1 家畜市場は、公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保する場として重要な役割を担っていますが、

取引頭数が小規模の場合、その機能が十分に発揮されないこと

肉用子牛生産の産地特化、肥育経営の規模拡大、交通網の発達等による家畜流通の広域化、大量化が進展していること

等から、こうした状況に対応した家畜市場の再編整備が重要となっています。

2 このため、家畜市場については

上場頭数の多頭化による適正な価格形成の確保

家畜流通の広域化、大量化に対応した家畜市場の再編整備の推進

をするため、取引頭数の拡大と取引の効率化を通じた取引頭数について一定の目標を定めることとしたものであります。

3 なお、当該目標は、離島に所在する家畜市場等については家畜の輸送等の交通条件や地理的条件等に制約があることを考慮して適用しないこととしています。

7(6) 酪肉近において、食肉処理におけるHACCP対策が明確でない(目標数値等が定められていないが。)

(答)

- 1 厚生省は、平成8年の腸管出血性大腸菌O157による食中毒発生を契機に、食肉処理施設(と畜場)の衛生管理基準及び構造設備基準を強化することとし、と畜場法 施行規則の一部改正(平成8年)及びと畜場法施行令の一部改正(平成9年)を行いHACCPの考え方を取り入れた新しい衛生管理基準及び構造設備基準を設けました。
- 2 また、牛等の大家畜を処理する食肉処理施設については平成11年度中に、豚等の中小家畜を処理する食肉処理施設については、平成13年度中まで新しい衛生管理基準と構造改善基準を満たすことが義務付けられています。
- 3 このように、全ての食肉処理施設に対してHACCPの考え方を取り入れた新しい衛生管理基準と構造改善基準の達成が義務付けられている現状において、HACCPに関する数値目標を定めることは意味がないと考えられます。

7(7) 国産牛肉と輸入牛肉の棲み分けの現状はどうなっているのか。輸入牛肉の需要を、どのように国産牛肉の需要におきかえていくのか。

(答)

- 1 近年、牛肉の消費形態は、一般的に輸入牛肉は外食(H10年 64%)を中心に、他方、国産牛肉は家計消費(H10年 68%)を中心に消費されています。
- 2 輸入牛肉の需要のおきかえについては、
 - (1) 輸入牛肉と競合する度合いが特に高い乳用種牛肉について、生産コストの低減に努めるとともに、品質・規格の斉一性を高めるための生産段階での飼養管理技術の改善を図った上で、取引ロットの拡大や定量・定質な計画的供給を推進することにより、外食、量販店等における需要拡大を図ることとしています。
 - (2) この他、衛生的な取扱いの推進、食肉販売店の店頭における消費者への産地情報等の提供を通じ、国産牛肉の有利性を維持しつつ、輸入牛肉の需要の置き換えを図っていくこととしています。

7(8) 西南暖地では、夏場の乳脂率維持は困難。乳成分取引における考え方はどうなっているのか。

(答)

- 1 平成 11 年度の全国連再委託に係る飲用乳価交渉において、乳脂肪分取引規制の緩和（3.5%を下回る生乳の受乳、過度の脂肪偏重の抑制）を昨年10月から前倒しで実施することが合意され、また、地方における飲用乳価交渉においても、同様の内容で合意がなされたところです。
- 2 さらに、平成12年2月に開催された乳質改善推進委員会の専門部会での検討内容を踏まえ、当分の間、乳脂肪分の表示は現行どおり「以上表示」とすること、乳業者は乳脂肪分3.5%未満の生乳も受乳することとされたところです。
- 3 農林水産省としては、このような乳脂肪分の基準の見直しについては、「新たな酪農・乳業対策大綱」に沿った取組であり、粗飼料自給率の向上、低コストやゆとりある経営体の育成を図るうえで、大変意義のあるものと考えており、この見直しが実際の取引に普及・定着するよう、生乳乳製品流通対策事業（12年度概算決定額340百万円）等により支援していく所存です。

7(9) 乳業の再編・合理化によって、かえって集配乳コスト等が増加するのではないか。

(答)

- 1 今回の乳業の合理化目標については、地域の実情を勘案し、施策や技術革新等が最も効率的に実施されることを前提として算出したものです。
- 2 乳業の再編・合理化に伴う集配乳コストについては、
 - (1) 地域の実情に応じ、生乳生産量及び経済の事情が比較的類似する地域ブロック単位ごとの乳業工場の整理・統合等の促進による集配乳の効率化
 - (2) 指定生乳生産者団体の広域化を踏まえた集送乳の合理化による生乳流通コストの低減等により低減が図られるものと考えているところであります。